



第6次太子町総合計画基本計画（案）パブリックコメント実施要領

町では、平成28年3月に「第5次太子町総合計画」を策定し、まちづくりを進めてきました。令和8年3月に計画期間が終了することから、令和6年度から第6次太子町総合計画の策定に取り組んでいます。このたび、和の心を次世代へつなぐまち～「自然を守る」「暮らしを育む」「未来を創る」ふるさと“たいし”を新たな基本理念とした、第6次太子町総合計画基本計画（案）について取りまとめましたので、下記の通りパブリックコメントを実施します。

[案の名称] 第6次太子町総合計画基本計画（案）

[案の資料] 第6次太子町総合計画基本計画（案）

[案及び資料の閲覧・配布場所]

- ① 太子町ホームページ
- ② 役場庁舎3階 秘書政策課 窓口（閲覧・配布）
- ③ 役場庁舎3階 情報コーナー（閲覧）

[実施広報] 広報たいし1月号・太子町ホームページ

[提出様式] 様式は自由です。下記のいずれかの方法で提出してください。



[提出方法]
① ロゴフォーム <https://logoform.jp/form/7RPo/1290235>
② 電子メール hisyo@town.taishi.osaka.jp
③ ファックス 0721-98-5531（秘書政策課宛）
④ 所管部署 太子町政策総務部秘書政策課
⑤ 郵送 〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地
太子町政策総務部秘書政策課宛

[提出期間] 令和8年1月5日（月）から令和8年2月4日（水）

※郵送の場合は、提出期間内の消印があれば有効です。

[対象者]
・町内に住所を有する者
・町内に在する事務所又は事業所に勤務する者
・町内に在する学校に在学する者
・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
・前記に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

[意見提出時の留意事項]

- (1) 提出に際しては、個人又は団体の氏名（名称）、連絡先を明記してください。
- (2) 提出方法及び期限を守ってください。
- (3) 提出いただいたご意見の情報の全部又は一部を公開することがあります。
(※ただし、氏名、連絡先等の個人情報は公開しません。)
- (4) 意見に対する回答等については、個別対応いたしません。